

◎新潟県告示第430号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
齋藤記念病院	新潟県南魚沼市欠之上 478 番地 2	医療法人俊栄会	平成31年2月13日	平成31年3月31日